

京都市告示第356号

京都市西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場，補助競技場及び野球場の指定管理者である財団法人京都市体育協会から，京都市西京極総合運動公園条例第4条の規定に基づき，当該施設に係る供用しない日の変更について次のとおり申請があったため，これを承認します。

平成23年1月6日

京都市長 門川大作

- 1 京都市西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場，補助競技場及び野球場

平成23年1月25日を供用しない日に含む。

(理由)

各施設の電気設備点検を行うため

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)